

# 檜原市 事業継続支援金 第2弾

## 概要

長引くコロナの影響や、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた中小企業・小規模事業者が、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に新型コロナウイルス関連融資を受けた、又は返済計画を変更した場合に、支援金（利子・保証料の自己負担分に相当する金額で最大30万円）を支給します。

## 対象者

下記①～③すべてに該当する中小企業・小規模事業者

①次のいずれかに該当する者

(1) R4.4.1 ~ R4.12.31 の期間に新型コロナウイルス関連融資を受けた

(2) R4.4.1 ~ R4.12.31 の期間に新型コロナウイルス関連融資で借換えた、又は返済計画を変更した

※対象の融資については、下記「融資例」の項目をご確認ください

②檜原市内に主たる事業所を有している法人 又は 個人事業主

③暴力団等に該当しない者

### 【新規実行の場合】

新型コロナウイルス関連融資に係る利子・保証料（自己負担分）に相当する金額

(例) R4年5月に日本政策金融公庫で新型コロナウイルス関連融資を受けた場合

当初3年間利子  
(利子補給対象)

3年経過後の利子

支援金対象

### 【借換え・返済計画の変更の場合】

借換え、又は返済計画の変更の前後を比較し、増加した利子・保証料（自己負担分）に相当する金額

(例) R2年10月に民間金融機関の新型コロナウイルス関連融資を受けたが、

R4年5月に民間金融機関の新たな新型コロナウイルス関連融資で借り換えた場合

借換前 R2実行分

当初3年間無利子

3年経過後の利子 (A)

借換後 R2実行分

無利子期間

繰上げ完済して債務消滅

R4実行分

利子 (B) + 保証料 (b) ※初月から利子と保証料が発生

自己負担増加分 = B + b - A

支援金対象

※県や国などから利子等への補給がある場合は、補給額を除きます。

※1事業者あたり上限30万円で、千円未満の端数は切捨てます。

※第1弾の支援金を受けた場合でも、上記条件に合えば申請できます。

## 融資例

【奈良県】 経営環境変化・災害対策資金・セーフティネット対策資金・新型コロナウイルス感染症対応資金・新型コロナウイルス感染症対応資金（伴走型）

【公 庫】 新型コロナウイルス感染症特別貸付・新型コロナウイルス対策マル経融資・セーフティネット貸付・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付・新型コロナウイルス対策衛経融資・衛生環境激変対策特別貸付

【協 会】 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）・伴走支援型特別保証・経営安定関連特別融資保証

【その他】 危機対応融資・特例緊急経営安定貸付

など

コロナ融資  
実行・変更

申請手続き

結果通知

口座入金

- (1) R4.4.1 ～ **R4.12.31** までの間に新型コロナ関連融資を受けた、又は同期間内に返済計画の変更を行った。
- (2) **R5.1.31** までの期間に、市役所地域振興課へ下記必要書類を提出する。
- (3) 交付決定、又は不交付決定の通知が届く。
- (4) 交付決定の申請者の指定口座へ支援金が振り込まれる。  
(交付決定通知の発出から概ね10～14日)

- [1] 交付申請書兼請求書 (様式第1号)
- [2] 審査内容報告書 (様式第2号)
- [3] 誓約書兼同意書 (様式第3号)
- [4] 橿原市内に主たる事業所等を有していることが確認できる書類  
【個人】令和3年分所得税確定申告書の写し  
【法人】前事業年度の法人市民税申告書の写し
- [5] 返済中の新型コロナ関連融資に関する詳細な内容が確認できる書類  
【民間金融機関】金銭消費貸借契約証書の写し、特約書の写し (ある場合のみ)、  
信用保証決定のお知らせ (お客様用) の写し、返済計画表の写し  
【日本政策金融公庫】お支払額明細書の写し
- [6] 利子等の補給の対象者でないことが確認できる書類  
※利子補給対象の融資を利用し、利子補給を受けない場合のみ提出  
融資申込日の前月までの過去4年分の月別売上げを確認できる書類、  
融資申込日の属する月とその翌月の売上げ (見込) を確認できる書類など
- [7] 借換え前の新型コロナ関連融資に関する詳細な内容が確認できる書類  
※借換えにより申請する場合のみ提出
- [8] 振込先口座を確認できる書類の写し

※ その他必要に応じて資料を求める場合があります。  
※ 提出された資料は返却できません。  
※ 詳しくはホームページ掲載の「[手引き](#)」をご確認ください。

< 申請期間 > 令和4年8月15日(月) ～ **令和5年1月31日(火)** ※当日消印有効

< 提出先 > 〒634-8586  
橿原市地域振興課 事業継続支援金担当 宛

※ 橿原市役所専用の郵便番号につき、住所の記入は不要です。  
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送で申請してください。  
※ 書類の送達状況を確認したい場合は、特定記録郵便などの追跡可能な方法でご提出ください。

橿原市 魅力創造部 地域振興課  
橿原市事業継続支援金担当

TEL) 0744-22-4001(代表) 内線97710  
0744-21-1117(直通)  
Mail) [chiikishinko@city.kashihara.nara.jp](mailto:chiikishinko@city.kashihara.nara.jp)



橿原市ホームページ  
橿原市事業継続支援金のページ